

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の育児休業等に関する規則（平成4年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の3第3号イ</u>に規定する当該子について、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用</u>を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>	<p>(<u>条例第2条の2第3号イ</u>の規則で定める場合)</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の2第3号イ</u>の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第2条の2第3号イ</u>に規定する当該子について、<u>保育所における保育の実施</u>を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p>

(2) 常態として条例第2条の3第3号に規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
アからエまで （略）

（育児休業の承認の請求手続）

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始め

(2) 常態として条例第2条の2第3号に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

アからエまで （略）

（育児休業の承認の請求手続）

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始め

ようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

3 条例第3条第5号に基づく再度の育児休業(育児休業法第2条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。)の請求は、育児休業承認請求書に育児休業等計画書を添付して行うものとする。

(補則)

第16条 条例第3条第5号及び第11条第5号に規定する育児休業等計画書、第3条第3項に規定する育児休業承認請求書、条例第13条に規定する育児短時間勤務承認請求書、第5条第2項に規定する養育状況変更届等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ようとする日の1月(条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間)前までに行うものとする。ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。

3 条例第3条第4号に基づく再度の育児休業(育児休業法第2条第1項ただし書に規定する最初の育児休業の次の育児休業を除く。)の請求は、育児休業承認請求書に育児休業等計画書を添付して行うものとする。

(補則)

第16条 条例第3条第4号及び第11条第5号に規定する育児休業等計画書、第3条第3項に規定する育児休業承認請求書、条例第13条に規定する育児短時間勤務承認請求書、第5条第2項に規定する養育状況変更届等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)